

別紙

第1 審査会の結論

平成28年8月4日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成28年8月18日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成28年8月4日、実施機関に対し、宮崎公立大学制作の人権啓発CMこころの花について以下3件に関する本件請求を行った。

- (1) この人権は自由権・社会権・参政権・受益権のどれに該当するか。
- (2) 憲法第何条に該当し、人権侵害主体は何かが理解できる文書。
- (3) 日本国憲法に関係あると証明できる文書。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないとして、本件決定を行い、平成28年8月18日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月22日審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 人権啓発と言うなら日本国憲法の自由権・参政権・社会権・受益権に該当する資料その他の文書があるはずである。
- (2) DVを人権問題とした判事した判例があるはずである。
- (3) 憲法の教科書でもいい、判例六法でもいい、法学教室等の雑誌でもいい、県民に対して総合政策部人権同和対策課「啓発」課であれば県民に説明をしてほしい。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張している内容は、次のとおりである。

1 不開示とした理由について

第3の2(1)から(3)について、請求に係る公文書を保有していないため。

2 審査請求に対する実施機関の弁明書の内容について

実施機関が弁明書において述べている本件決定の理由は、次のように要約される。

- (1) 本県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」に基づき様々な人権課題についての啓発を行っているところであり、憲法を直接の根拠とはしていない。

- (2) 世界人権宣言第3条にも「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」(外務省仮訳文参照)とあるとおり、不当な暴力は許されることではないと考えており、当然DVについても人権侵害に当たると理解している。このことは、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の中でDVが課題の一つとして位置づけられていることから分かるのとおり、本県独自の考え方ではなく、全国共通のものであると考えている。
- (3) そのため、改めて憲法との関係性を検討するということは行っておらず、また、判例等の存在についても調査していない。したがって、こうした文書は作成していない。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年12月22日	諮問を受けた。
	平成29年2月3日までに審査請求人から「弁明書」に対する意見書の提出はなかった。
平成29年2月16日	諮問の審議を行った。
平成29年6月1日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

- (1) 宮崎県情報公開条例(以下「条例」という。)第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや、県立図書館その他一般に利用できる施設で閲覧等に供されているものなどについて、その対象から除外する規定を設けている。
- (2) 審査請求人は、DVを人権問題とした判例や、憲法の教科書、判例六法、法学教室等の雑誌の開示を求めており、これらの請求は、条例が規定する「公文書」には該当しないものである。よって、公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然な点は無。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。